

---

---

**第3回**  
**「大隅地域 地域振興の取組方針」見直しに係る地域懇談会**

---

---

日時：令和4年12月20日（火）午前10時30分～正午  
場所：大隅地域振興局別館2階大会議室

**会 次 第**

**1 開会**

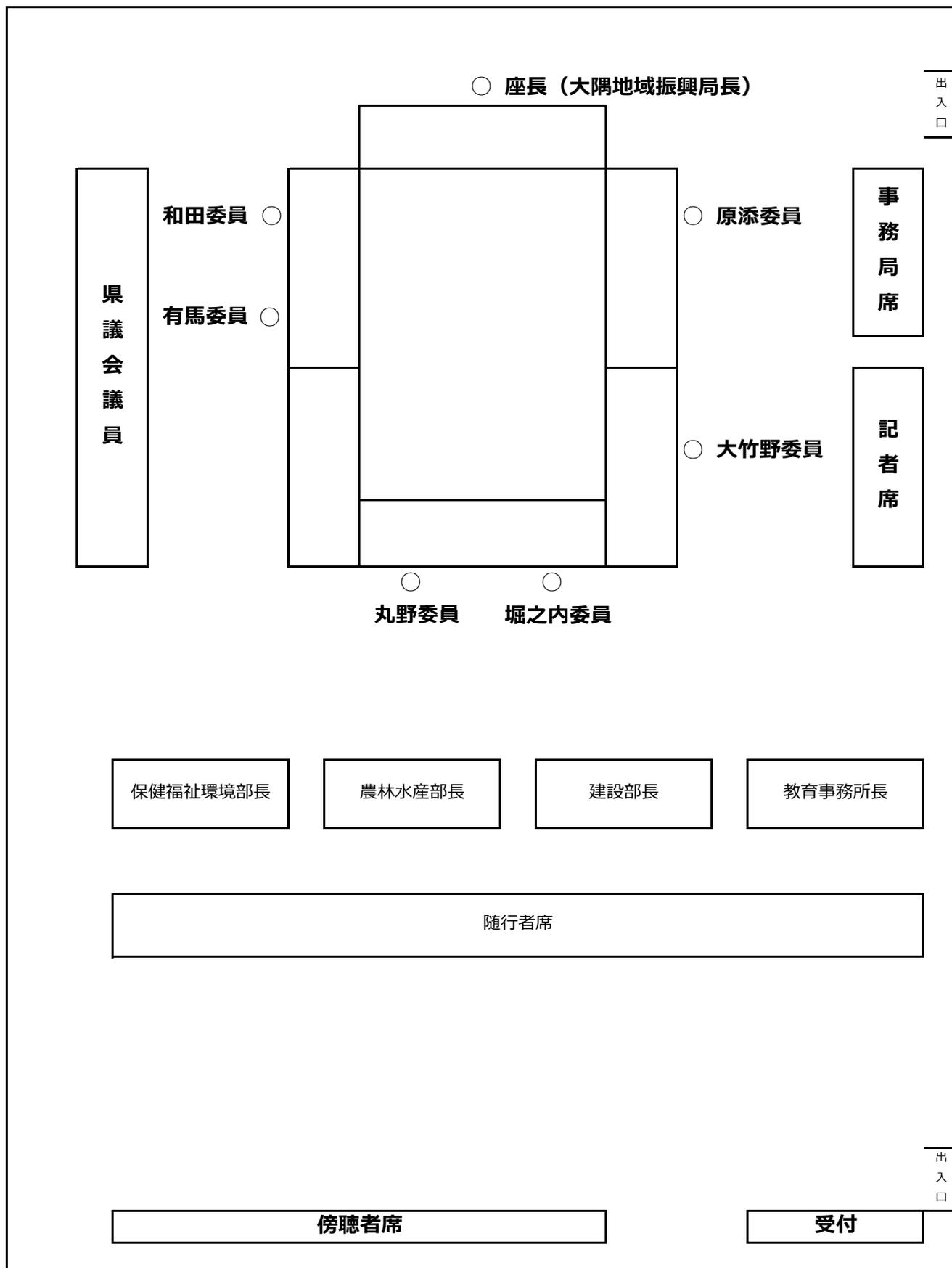
**2 議事**

- （1）「大隅地域 地域振興の取組方針」（改訂版）案について**
- （2）意見交換**
- （3）その他**

**3 閉会**

**鹿児島県大隅地域振興局**

### 第3回「大隅地域 地域振興の取組方針」見直しに係る地域懇談会 座席図



「大隅地域 地域振興の取組方針」見直しに係る地域懇談会 委員名簿

分野		委員名	所属等	備考
1 教育・スポーツ・デジタル		和田 智仁	鹿屋体育大学 スポーツ情報センター長・准教授	
2 保健・医療・福祉	子育て・福祉	有馬 美津枝	志布志市社会福祉協議会 事務局長・福祉課長	
	保健・医療	池田 大輔	鹿屋市医師会 会長 (医療法人青仁会池田病院 院長)	欠席
3 まちづくり		丸野 里美	NPO法人ローズリングかのや 専務理事	
4 地域産業	農業	堀之内 節子	肝属地域女性農業経営士会 元会長	
	林業	大竹野 千里	駿河木材有限会社 代表取締役	
	水産業	坂下 奈津子	さかしたキッチン 代表	欠席
	商工・観光業	原添 耕作	株式会社おおすみ観光未来会議 チーフディレクター兼総務課長	
5 行政		清藤 修	大隅地域振興局 局長	

## 「大隅地域 地域振興の取組方針」の見直しに係る地域懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 「かごしま未来創造ビジョン」の改訂を踏まえ、大隅地域振興局管内における必要な取組をまとめた「大隅地域 地域振興の取組方針」を見直すに当たって助言を得るため、「大隅地域 地域振興の取組方針」の見直しに係る地域懇談会（以下「地域懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 地域懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「大隅地域 地域振興の取組方針」の見直しに当たっての協議・助言等
- (2) その他大隅地域振興局長（以下「大隅局長」という。）が特に必要と認めること

### (組織)

第3条 地域懇談会は委員10人以内で組織する。

2 委員は、大隅地域振興局管内で様々な分野で活動されている人のうちから大隅局長が指名し委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が解散するときまでとする。

### (地域懇談会)

第5条 地域懇談会は、大隅局長が招集する。

- 2 委員会の会議における座長は大隅局長とし、議事を整理するほか、会務を総括する。
- 3 座長が不在のときは、鹿児島県大隅地域振興局総務企画部長がその職務を代行する。
- 4 地域懇談会には、必要に応じ関係職員を出席させ、関係事項について説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。
- 5 大隅局長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者を出席させ意見を述べさせることができる。

### (報償費及び旅費)

第6条 委員及び前条第5項の規定により出席した者には、「報償費」及び「旅費」を支給することができる。

### (地域懇談会の公開)

第7条 地域懇談会は公開を原則とするが、地域懇談会で協議の上、非公開とすることができる。

### (庶務)

第8条 地域懇談会の庶務は、大隅地域振興局総務企画部総務企画課において処理する。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域懇談会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### (解散)

第10条 地域懇談会は、令和5年3月31日をもって解散する。

### 附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。